

マネジメントリポート

2006年2月

今回のテーマ： 会社法シリーズ ～会社法制定に伴う法人税の整備～

2006年5月より施行される会社法において、配当金や資本等の考え方が整理されたことに伴い、法人税においても所要の改正が行われます。

1 剰余金の配当

配当の原資

剰余金の配当については、その原資の区分に応じ、配当と資本の払戻しとして取り扱うこととされました。

例：配当金300を支払った場合

発行法人	株主：改正前	株主：改正後
資本金 100	(源泉税 $300 \times 20\%$)	(源泉税 $200 \times 20\%$)
その他資本剰余金 300		
利益剰余金 200	受取配当 300	譲渡収入 100
		受取配当金 200

現物配当

現物配当を行った法人は、時価と簿価の差額を譲渡損益として認識し、株主は時価で受取配当または譲渡益（配当原資により異なる）を計上することになります。

例：時価100、簿価110の有価証券を配当した場合

発行法人	株主
剰余金 100 / 有価証券 110 譲渡損 10 /	有価証券 100 / 受取配当金 100 (または譲渡益)

2 デットエクイティスワップ (DES)

DESを行う場合は債権を弁済見込みにより時価評価し、債務者側は時価と券面額の差額を債務免除益とし、債権者側ではそれを債権譲渡損とすることとなります。

例：債権の時価60、券面額100の場合

	債務者側の処理	債権者側の処理
従来の制度	借入金 100 / 資本金 100	株式 100 / 貸付金 100
改正法人税法	借入金 100 / 資本金 60 / 債務消滅益 40	株式 60 / 貸付金 100 債権譲渡損 40 /

お見逃しなく！

株式交換にかかる税制が組織再編税制に組み込まれたため、非適格株式交換ではその資産を時価で評価します。また、適用要件は原則として合併の場合の適格要件と同様となっています。